

## 事業者におけるマイナンバー制度対応及び、 特定個人情報の漏えい事案等が発生した場合の対応について

公益社団法人 北海道宅地建物取引業協会

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成 25 年法律第 27 号。以下「番号法」という。）の施行に伴い、全住民に個人番号が付番され、社会保障・税・災害対策分野の各種手続等において平成 28 年 1 月以降、個人番号の利用が開始され、事業者も従業員のマイナンバーを取り扱うこととなりマイナンバー制度対応が必要となります。

内閣府の特定個人情報保護委員会においては「特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン（事業者編）」（以下「ガイドライン」という。）を策定し、法律が求める保護措置及びその解釈について具体例を用いて分かりやすく解説するとともに、事業者における特定個人情報（個人番号をその内容に含む個人情報）の漏えい事案その他の番号法違反の事案又は番号法違反のおそれのある事案が発覚した場合の対応について定めているところです。

このことについて、北海道から当協会に対して、傘下会員へマイナンバー制度やガイドライン等の事業者等への周知依頼がありましたので、ご案内いたします。

なお、事業者におけるマイナンバー制度対応、ガイドライン、特定個人情報の漏えい事案等が発生した場合の対応については記のホームページに詳細に掲載されておりますのでご参照願います。

【特定個人情報保護委員会ホームページ】

- ・ガイドライン <http://www.ppc.go.jp/legal/policy/>
- ・特定個人情報の漏えい事案等が発生した場合の対応  
<http://www.ppc.go.jp/legal/policy/rouei/>

【政府広報オンライン】

<http://www.gov-online.go.jp/tokusyu/mynumber/corp/>

【社会保障・税番号制度（内閣官房ホームページ）】

<http://www.cas.go.jp/jp/seisaku/bangoseido/>

マイナンバー制度に関するご質問は、マイナンバー総合フリーダイヤルで受け付けております。

【マイナンバー総合フリーダイヤル】 0120-95-0178（無料）

## 事業者の皆さま

もうすぐ始まる

# マイナンバー

準備はお済みですか？

まずは  
確認！

### 6つの導入チェックリスト

以下の導入の流れに沿って準備をお進めください。  
詳しくは、解説動画や事業者向けパンフレット\*をご覧ください。

決めよう！

- 1 マイナンバーを扱う担当者を決めましょう。

集めよう！

- 2 マイナンバーを従業員から取得する際は、  
利用目的を伝え、番号の確認と身元の確認をしましょう。

適切に  
管理しよう！

- 3 マイナンバーが記載された書類は、カギがかかる棚や引き出しに保管しましょう。
- 4 ウィルス対策ソフトを最新版にするなど、セキュリティ対策を行きましょう。
- 5 退職や契約終了で従業員のマイナンバーが必要なくなったら、確実に廃棄しましょう。

理解しよう！

- 6 従業員にマイナンバー制度周知のための  
研修や勉強会を行きましょう。

マイナンバーの導入準備は、従業員を  
雇用しているすべての事業者に必要なです。

- マイナンバーは、平成27年10月から通知され、平成28年1月から、  
社会保障・税・災害対策の行政手続で利用が始まります。
- 特に1月以降に短期で雇用するパート・アルバイトなどの  
マイナンバーは、早期に取得する必要があります。



マイナンバー  
制度の  
お問合せは

0570-20-0178

マイナンバー

【全国共通ナビダイヤル】

平日 9:30~22:00 土日祝 9:30~17:30

※一部IP電話等で左記ダイヤルに繋がらない場合は、  
050-3816-9405におかけください。

政府広報オンライン マイナンバー

検索

\*準備のことがよくわかる解説動画や  
事業者向けパンフレットはこちらでご覧いただけます。



# マイナンバー制度がはじまります。



平成27年10月から、マイナンバーを一人ひとりにお届けします。

- マイナンバーは国民一人ひとりが持つ12桁の番号で「通知カード」が送られてきます。
- 平成28年1月から社会保障・税・災害対策の行政手続で利用が始まります。
- マイナンバーは生涯を通じて利用し、原則変更されませんので、大切にしてください。
- 法人には1法人1つの法人番号(13桁)が指定されます。



行政手続が、早く、簡単かつ正確に行えるようになります。

- 社会保障の手続や源泉徴収票などにマイナンバーを記載し、行政手続で利用することで、確認作業の無駄が削減され、また添付書類の省略による簡素化が図られます。
- 正確な情報に基づく確認により、給付金等の不正受給を防止できるなど、公平・公正な社会を実現します。



事業者は、行政手続などのため、従業員などのマイナンバーを取り扱います。

- 事業者は、社会保険の手続や源泉徴収票の作成などにおいて、従業員などからマイナンバーの提出を受け、書類などに記載します。
- 個人情報を守るため、マイナンバーは、法律で定められた範囲以外での利用が禁止されており、またその管理に当たっては、安全管理が義務付けられます。



マイナンバーに関する ホームページやコールセンターがあります。

- もっと詳しく知りたい方は  で検索。
- または **0570-20-0178** マイナンバー へお問い合わせください。

**1人に1つ。**  
**マイナンバー**



平成28年1月から利用スタート!